

3 地球温暖化の防止関係

(地球温暖化の防止に関する計画等関係 条例第72条)

(地球温暖化の防止に関する計画等)

第72条 知事は、地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。)の防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの総排出量(同条第5項に規定する温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。)の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するために必要な県、事業者及び県民のそれぞれが取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等(同条第2項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等をいう。以下同じ。)のための措置に関する計画を定めるとともに、地球温暖化の防止を図るための施策を推進するものとする。

2 事業者及び県民は、前項の計画に従い、その事業活動又は日常生活において、電気、燃料等の効率的な使用、再生品の使用等による資源の有効利用、建築物等の緑化その他の地球温暖化の防止を図るための措置に取り組むよう努めなければならない。

(趣旨)

(1) 第1項は、知事が、地球温暖化の防止に関する基本的な計画として、県、事業者及び県民が温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むための措置に関する計画を定めることを規定したものです。

地球温暖化は、事業者の事業活動のみならず県民の日常生活等に伴って生ずる温室効果ガスの大気中への排出が増加することによって問題となってきています。このため、事業者及び県民のすべての主体が温室効果ガスの排出抑制に向けて取り組むことが不可欠です。

こうしたことから、知事は、地球温暖化の防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの排出の抑制に関する目標を定めるとともに、その目標を達成するために必要な県、事業者、県民のすべての主体が取り組むべき温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を定めることとしたものです。

また、知事は、計画に基づき、地球温暖化の防止を図るための施策を推進することを同時に規定しています。

(2) 第2項は、事業者及び県民は、地球温暖化の防止を図るための行動に取り組むよう努めることを規定したものです。事業者及び県民が、第1項の地球温暖化の防止に関する計画に基づき、事業活動あるいは日常生活においてそれぞれが使用する電気、燃料等の効率的な使用や資源の有効利用、緑化その他の地球温暖化の防止を図る行動に取り組むことにより温室効果ガスの排出の抑制が図られ、結果として地球温暖化の防止につながることとなります。

(解説)

(1) 「地球温暖化」とは、温室効果ガスの大気中の濃度が高まるにつれ、地表面の気温が上昇する現象です。

(2) 「温室効果ガス」とは、大気中で地表から赤外線形で放射された熱を吸収し、その一部を地表へ再放射することにより、地表面を加熱する効果のあるガスをいいます。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が削減対象となっています。

- (3) 「温室効果ガスの総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスたる物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう)を乗じて得た量の合計量をいいます。
- (4) 「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、または他人から供給された電気若しくは熱(燃料または電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいいます。
- (5) 「温室効果ガスの排出の抑制等」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに動植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化をいいます。

(地球温暖化対策計画書の作成等関係 条例第73条)

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第73条 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い工場等として規則で定める工場等を設置し、又は管理している者(国及び地方公共団体を除く。以下「地球温暖化対策事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該工場等に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2 地球温暖化対策事業者は、前項の規定により地球温暖化対策計画書を作成したときは、その内容を公表するよう努めなければならない。

(趣旨)

- (1) 第1項は、温室効果ガスを多量に排出する事業者(地球温暖化対策事業者)に温室効果ガスの排出抑制のための計画書の作成を義務づけたものです。
地球温暖化対策事業者は温室効果ガスの排出抑制のための計画を作成することによって、自らのエネルギーの使用状況、温室効果ガスの排出の状況等を把握するとともに、排出抑制方法を検討することにより地球温暖化対策の必要性を認識することができ、結果として温室効果ガスの削減が期待できます。
- (2) 第2項では、地球温暖化対策事業者は、温室効果ガスの排出削減のための計画書を提出したときはこれらを公表するよう努めることを規定したものであり、公表することによって事業者の温室効果ガスの排出抑制に向けての意識の向上が図られ、より一層の削減が期待できます。

(解説)

- (1) 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い工場等としては、燃料、熱及び電気の年度の使用量の合算が、原油換算で1,500KL以上の工場等が該当します。(「工場等」とは、工場又は事業場を指します。)
- (2) 熱及び電気については、他人から供給されたものに限ります。このため、工場等内における燃料の燃焼に伴う排熱の利用分及び工場等の自家発電による電気の使用量については、使用量に含みません。
- (3) 燃料及び電気については、工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機による使用量(県内において使用される量に限る。)を含みます。

(地球温暖化対策実施状況書の作成等関係 条例第 74 条)

(地球温暖化対策実施状況書の作成等)

第74条 地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施の状況を記載した書面(以下「地球温暖化対策実施状況書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、地球温暖化対策実施状況書について準用する。

(趣旨)

- (1) 第1項は、地球温暖化対策事業者の地球温暖化対策計画書に基づく対策の実施状況について知事への報告を義務付けたものです。事業者は、この実施状況書を作成することによって自らの温室効果ガスの排出状況や排出抑制効果の確認ができ、また、県は、この報告に基づいて毎年度の産業部門における温室効果ガスの排出抑制対策の動向や温室効果ガスの排出状況を把握することにより今後の地球温暖化対策の施策に反映させることができます。
- (2) 第2項では、地球温暖化対策事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等のための対策状況の報告書を提出したときはこれらを公表するように努めることを規定したものであり、公表することによって事業者の温室効果ガスの排出抑制に向けての意識の向上が図られ、より一層の削減が期待できます。

Q 提出書類は何か。また、計画書等は任意の様式でよいか

A 地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書には、規則で「地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制」、「温室効果ガスの排出の状況」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置」に関する事項を記載しなければならないこととなっています。

計画書及び実施状況書を提出する際には、それぞれ様式第48の「地球温暖化対策計画書提出書」又は様式第49の「地球温暖化対策実施状況書提出書」に添付していただくこととしています。

なお、計画書及び実施状況書の本文については、様式の定めはありませんが、できるだけ参考書式例に沿って作成してください。参考書式例は[こちら](#)からダウンロードできます。

Q 建物所有者がテナント個別の燃料使用量や排出状況について、すべてを把握することは不可能だ。どうしたらよいか。

A 計画書は、所有者の手持ち資料だけで作成するのではなく、各テナントと協力しながら、実態を反映させ、実効性のあるものを作成してください。例えば、所有者と各テナントで構成する、温暖化対策や環境保全に関する連絡会等を設け、そのような場を通じて温暖化対策(計画書の制度を含む)の必要性を理解してもらうなどして、協力体制を作ってください。

Q 県は、具体的な数値目標を審査するのか。受け付けないということもあるのか。

A 抑制目標の是非自体について審査することはありません。

なお、愛知県は、2010年度(平成22年度)における温室効果ガス排出量を、1990年度(平成2年度)比で6%削減することを長期目標としています。この目標を達成するためには、エネルギーを多く使用している条例対象工場等の方々の取組において実行をあげていくことが必要です。

したがって、事業者の皆様には、温室効果ガスの排出抑制の方途を極力検討していただくようお願いいたします。

Q 計画の変更(修正)はどのようにすればよいのか。

A 計画書に記載した数字の訂正等については、実施状況書に反映してください。担当者の変更は、計画書を提出しなおす必要はありません。

なお、工場等の移転や廃止がある場合は、事前にご相談ください。

Q 省エネ法の届出と条例の計画書はどこが違うのか。

A エネルギーの使用の合理化に関する法律は、エネルギーの消費効率の改善を目的としており、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減させることを目標として技術的かつ経済的に可能な範囲内で実現に努めるものとされており、県条例は温室効果ガスの総排出量の排出抑制を目的として、その措置に関する計画及び措置の実施の状況を記載した書面を作成し、提出していただくものです。